

## 平成 18 年度の年金額が変わります！

年金額は、現役世代の負担とのバランスの観点から、前年の消費者物価が下落した場合は、それに合わせて引き下げるよう法律で定められており、平成 18 年度の年金額につきましては、平成 17 年平均の全国消費者物価指数に合わせて 0.3% 引き下げられました。

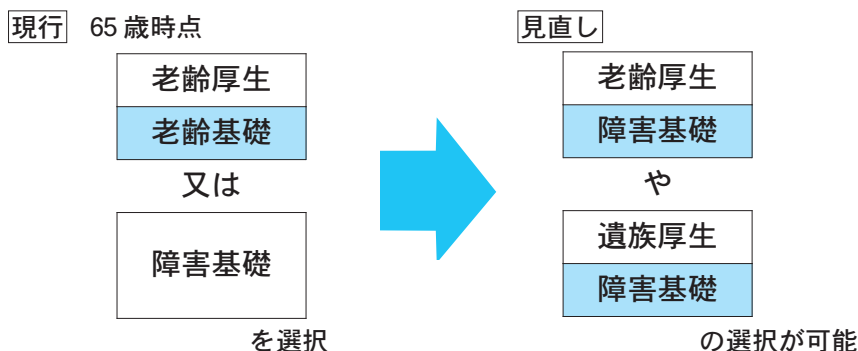
	平成 17 年度(年額)		平成 18 年度(年額)
老齢基礎年金	794,500 円	⇔	792,100 円
障害基礎年金	1 級 993,100 円	⇔	990,100 円
	2 級 794,500 円	⇔	792,100 円

※老齢基礎年金は、20 歳から 60 歳までの 40 年間の全期間を納付され、65 歳からの請求で支給される額です。  
新しい年金額は、平成 18 年 4 月分から適用され、6 月に支給される額から変わります。

## 障害基礎年金と老齢厚生年金等を併せて受給できるようになりました！！

平成 18 年度から、65 歳以上の方は、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせについて併せて受給(併給)することができるようになりました。

なお、併給を申請される場合は、選択申出書を提出していただく必要があります。



■問い合わせ ねんきんダイヤル(年金請求相談) TEL 0570 - 05 - 1165  
ねんきんダイヤル(年金受給相談) TEL 0570 - 07 - 1165  
豊岡社会保険事務所 TEL 0796 - 22 - 3196  
市民課 TEL 672 - 6120

## ●●● 国保一問一答 ●●●

**問** この 4 月で 70 歳になりました。今回検査のために入院予定がありますが、医療費について何か助成はありますか。

**答** 70 歳以上の方は、国民健康保険高齢受給者証(または老人保健医療費受給者証)をお持ちになっていると思います。

病院などでこの受給者証を提示されると、一部負担金は 1 割(一定以上所得者は 2 割)の負担となっていますが、入院の場合の一部負担金は 40,200 円(一定以上所得者は、72,300 円 + (医療費 - 361,500 円 × 1%) )までとなっています。

なお、住民税非課税世帯の方で「限度額適用・標準負

担額減額認定証」の申請をしていただくと、上記の 40,200 円の一部負担金、食事代(入院時食事療養費)がさらに減額されます。

入院される前に必ず、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください。

手続きには、国保等の保険証・印鑑が必要です。

こうした軽減の適用は、手続きされてからとなります。手続きされる前の自己負担額は該当となりませんのでご注意ください。

詳しくは、市役所市民課、各支所市民課までお問い合わせください。